

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の概要

1 理事長の報酬

給料月額 1,146,000円（現行の府立大学長の給料月額と同額）

2 理事の報酬（常勤）

給料月額 906,000円から573,000円の範囲内で理事長が定める額

3 監事の報酬（非常勤）

役員手当 日額 40,000円

4 常勤の役員に支給する手当

手当の種類	支給額	備考
調整手当	一般職員に準ずる額	給料月額の10%
通勤手当	同	交通機関利用の場合、定期券の価額
単身赴任手当	同	基礎額 23,000円 距離区分に応じ加算（限度 45,000円）
賞与	年間3.3月分	100分の10の範囲内で法人及び当該役員の業績を反映。

5 減額措置

府の給与減額措置に準じ、以下の減額措置を講じる。

給料及び調整手当の2%を減額

賞与の10%を減額（平成17年度から平成19年度までの3年間の時限措置）

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪府立大学の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)第8条の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区分	給料の額(月額)
理事長	1,146,000円
理事及び監事	573,000円から906,000円の範囲内で理事長が定める額。

(調整手当等)

第5条 調整手当、通勤手当及び単身赴任手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、教職員給与規程の適用を受ける教職員(以下「教職員」という。)の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて教職員給与規程第25条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与に係る在職期間には、大阪府職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。

5 第2項の賞与基礎額の計算及び賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、教職員の例による。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額40,000円とする。

2 非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び調整手当（以下「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

（給与の支払方法）

第9条 役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（準用）

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、教職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（報酬の特例）

2 常勤の役員の給料の月額は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の2に相当する額を減じた額とする。ただし、調整手当（賞与の額の算出の基礎となるものに限る。）及び賞与並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第4条に定める額とする。

3 第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間における基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。）に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。